平成２２年（フ）第７号
富山県砺波市鷹栖596番地３　市営住宅東鷹栖団地３号棟316号室
債務者　飛田　龍男
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１４号
富山県南砺市八塚570番地
債務者　中井　啓文
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２号
岐阜県可児市今渡2133番地　ファミーユ４Ｃ
債務者　三橋　一之
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第３４７号
三重県鈴鹿市江島町1643番地　ホワイトピア江島台202号
債務者　伴　　敦子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１８８１号
京都市西京区上桂三ノ宮町50番地39　第５コーポ中川201号
債務者　フロンティアプランニングことリアライズことエーワイツープランナーこと　加田　暑彦（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２０３号
京都市左京区岩倉西河原町389番地の１　オークハイツ101号
債務者　藤木工務店こと　藤木　和博
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２３７号
京都市中京区聚楽廻中町40番地
債務者　大久保好信
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２５６号
京都市北区上賀茂薮田町３番地　北上ハイツ２Ｆ12号
債務者　松村　明子（旧姓波多江）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３７３号
京都市南区唐橋羅城門町６番地　第二電建ビル202
債務者　橋本　忠行
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３８７号
京都市伏見区肥後町353番地
債務者　中嶋　豊司
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４００号
京都市山科区西野野色町67番地の１　アルモード山科602号
債務者　三浦　博之
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４７７号
京都府木津川市木津宮ノ裏283番地１　光橋ハイツ103号
債務者　山口瑛理香
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９号
京都市右京区西京極午塚町115番地　第一東久ハイツ102号
債務者　平湯あかね
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９号
京都市北区大北山原谷乾町107番地14　三吉方
債務者　柴田美佐子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字高橋21番地の20
債務者　前川真理子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９７号
京都市伏見区深草西浦町３丁目89番地　シャトー深草１ｓｔ　10H
債務者　青木　　博
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６号
兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目33番12―506号
債務者　渡辺　　求
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係